

寒川町訓令第6号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1支出の項課長の欄中「50万円」を「100万円」に、「130万円」を「200万円」に、「80万円」を「150万円」に改め、同項部長の欄中「130万円」を「200万円」に改める。

別表第2財政課の項課長の欄中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に、「40万円」を「80万円」に、「80万円」を「150万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。